

副本

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

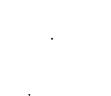
被 告 国

## 準 備 書 面 (6)

平成22年4月21日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福光洋	
益子浩	
島田順	
山本文	
安部憲	
舟津龍	
川口耕一朗	
関口	
北郷恭	
小川	
鴨下	

1 不開示理由 1 該当文書	.....	6
(1) 拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸（文書 624・乙第1 79号証, 番号1）	.....	6
(2) 日韓船舶問題解決方策に関する問題点（討議用資料）（文書 638・乙 第180号証, 番号2）	.....	7
(3) 日韓会談における船舶問題の処理方針（文書 639・乙第181号証, 番号3）	.....	8
(4) 旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金（文書 375・乙第1 82号証, 番号5）	.....	8
(5) 日韓関係想定問答（文書 376・乙第183号証, 番号6）	.....	10
(6) 韓国国宝古書箱目録（第二次分）（文書 380, 番号8）	.....	13
(7) 日本所在 韓国国宝美術工芸品目録（文書 381, 番号9）	.....	14
(8) 韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目（文書 382, 番号10）	.....	14
(9) 返還請求韓国文化財目録（文書 383, 番号11）	.....	15
(10) 伊藤博文蒐集高麗陶磁器目録（文書 384, 番号12）	.....	15
(11) 河合文庫中官府記録目録（文書 385, 番号13）	.....	15
(12) 日韓会談首席代表非公式会合記録（第11～15回）（文書 453・乙 第184号証, 番号14）	.....	15
(13) 日韓会談重要資料集（文書 525・乙第185号証, 番号15）	.....	16
(14) 日韓会談重要資料集（続）（文書 526・乙第186号証, 番号16）	.....	17
(15) 日韓会談問題別経緯（2）（漁業問題）（その3）（文書 531・乙第1 87号証, 番号17）	.....	18
(16) 日韓会談問題別経緯（4）（一般請求権問題）（文書 533・乙第188 号証, 番号18）	.....	19
(17) 朝鮮関係船舶の引渡し問題について（文書 609・乙第189号証, 番号		

19) .....	20
(18) 船舶会談の対策打合会（文書615・乙第190号証，番号20）	21
(19) 船舶問題（文書619・乙第191号証，番号21） .....	21
(20) 韓国によるだ捕漁船の問題について（文書824・乙第192号証，番号22） .....	22
(21) 日韓漁業問題の解決策について（文書830・乙第193号証，番号23） .....	23
(22) 外相会談における日本側発言内容（漁業関係）（第1次案）（文書833・乙第194号証，番号24） .....	23
(23) 池田総理、朴正熙議長会談要旨（文書968・乙第195号証，番号25） .....	24
(24) 日韓請求権問題（文書971・乙第196号証，番号26） .....	25
(25) 日韓予備会議開催（文書1037・乙第93号証，番号27） .....	26
(26) 日韓国交調整処理方針（文書1043・乙第197号証，番号28） .....	27
(27) 日韓関係調整方針（文書1044・乙第198号証，番号29） .....	28
(28) 日韓会談再開に関する第1回省内打合會議事録（文書1046・乙第94号証，番号30） .....	28
(29) 日韓関係調整に関する関係閣僚了解（文書1047・乙第199号証，番号31） .....	29
(30) 日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱（文書1048・乙第200号証，番号32） .....	30
(31) 日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約（文書1049・乙第201号証，番号33） .....	30
(32) 日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）（文書1053・乙第202号証，番号34） .....	31

(33) 日韓交渉処理方針（文書1056・乙第203号証, 番号35）	32
(34) 日韓交渉処理方針（文書1060・乙第204号証, 番号36）	32
(35) 日韓会談双方主張の現状（文書1061・乙第205号証, 番号37）	
.....	33
(36) 日韓関係（文書1064・乙第206号証, 番号38）	33
(37) 日韓会談再開に関する提案（文書1066・乙第207号証, 番号39）	
.....	34
(38) 李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について（文書1069・乙第208号証, 番号40）	35
(39) 対韓関係当面の対処方針（案）（文書1070・乙第47号証, 番号41）	
.....	35
(40) 在日韓国人の法的地位及び待遇関係（文書1146・乙第209号証, 番号42）	
.....	36
(41) 日韓予備交渉（第26～30回会合）（文書1166・乙第210号証, 番号43）	
.....	37
(42) 日韓予備交渉（第31～40回会合）（文書1167・乙第211号証, 番号44）	
.....	37
(43) 日韓予備交渉（第51～60回会合）（文書1171・乙第99号証, 番号45）	
.....	38
(44) 焚却日銀券（文書1297・乙第212号証, 番号46）	39
(45) 請求権についての法律問題（文書1298・乙第102号証, 番号47）	
.....	40
(46) 在外財産と涉外債務（文書1299・乙第213号証, 番号48）	41
(47) 日韓請求権問題に関する分割処理の限界（文書1300・乙第214号証, 番号49）	
.....	41
(48) 相互放棄の表現方式について（文書1301・乙第215号証, 番号5	

0) .....	42
(49) 日韓請求権問題の種々相 (文書1304・乙第216号証, 番号51)	.....42
(50) 韓国のステイタスと我が国の立場 (文書1305・乙第217号証, 番号52)	.....43
(51) 日韓間請求権特別取極の諸様式について (文書1306・乙第104号証, 番号53)	.....44
(52) サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の用語の意味 (文書1307, 番号54)	.....44
(53) 日韓請求権の計数的比較 (文書1308・乙第218号証, 番号55)	.....45
(54) 韓国内地金銀返還要求 (文書1309・乙第219号証, 番号56)	.....46
(55) 韓国の対日請求権の内容 (文書1310・乙第220号証, 番号57)	.....47
(56) 日韓会談説明用資料 (文書1340・乙第48号証, 番号58)	...47

被告は、本件準備書面において、準備書面（1）ないし（5）に引き続き外務大臣による不開示処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記及び略語は、従前の例による。

なお、組織名及び役職は当時のものとする。

## 1 不開示理由 1 該当文書

### （1）拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸（文書 624・乙第179号証、番号1）

#### ア 不開示情報の内容

文書 624（乙第179号証）は、昭和 27 年 10 月 30 日付け及び同年 11 月 19 日付けで下関入国管理事務所長が作成した「拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」及び「拿捕漁船（最上丸、京志丸）引取りの韓国船員に対する国内通過上陸に関する件」と題する文書であり、わが国が拿捕した韓国籍漁船の引き取りを韓国政府に要請していることについて、日本政府の対応等に関する上記入国管理事務所内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

文書 624 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は 17 頁（-17-）の「韓国船主代表宛の『保管費支払請求書』と題する書面」中の 2 行目ないし 6 行目までの 6 か所（なお、最終行に記載された韓国船主代表の氏名及びその前段記載の請求者の氏名及び「長崎県壱岐郡」以下の肩書き地の不開示部分は法 5 条 1 号による不開示部分である。）であり、いずれも、拿捕した韓国籍漁船「最上丸」の引取りに伴い支払を請求する保管費用等の経費の金額が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 624 の不開示部分に記載された各情報は、拿捕した韓国籍漁船の拿捕、引き渡しに伴って生じた保管費用等に関する具体的な数値である。

しかし、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している一方で、日本の領海内に不法に侵入した北朝鮮籍漁船を海上保安庁が検挙するという事案も発生しており、その場合、北朝鮮政府との間において、検挙した漁船の引き渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は否定できない。しかるに、上記保管費用等として請求した具体金額が公になれば、上記請求金額の試算に関する見積り等も露見することとなる。

よって、上記不開示部分に記載されている情報の内容は、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

#### (2) 日韓船舶問題解決方策に関する問題点（討議用資料）（文書638・乙第180号証、番号2）

##### ア 不開示情報の内容

文書638（乙第180号証）は、昭和37年12月25日付で外務省北東アジア課が作成した「日韓船舶問題解決方策に関する問題点（討議用資料）」と題する文書であり、同年7月に開催された日韓外相会談を踏まえ、日韓国交正常化に向けて、日本政府としての対応を外務省内で検討した経過等が具体的に記載されている。

文書638のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は2頁ないし7頁（－1－に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分）及び8頁（－2－）上から9行分であり、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題及び船舶問題に関する日本政府の対応について外務省内で検討した経過及びそれにに対する評価等が記載されている。

##### イ 不開示理由

文書638の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓会談における財産・請求権問題、特に、韓国に拿捕された日本漁船の返還請求に関し

て関係各省が提示した具体的な解決策ないし見解及びそれに対する外務省の評価である。

しかし、前記のとおり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって、文書638（乙第180号証）の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

(3) 日韓会談における船舶問題の処理方針（文書639・乙第181号証、番号3)

ア 不開示情報の内容

文書639（乙第181号証）は、昭和39年付で外務省が作成した「日韓会談における船舶問題の処理方針（案）」と題する文書であり、韓国による日本漁船の拿捕問題について、日韓双方の主張、今後の処理方針について外務省の見解及び関係各省の対立的見解等が具体的に記載されている。

文書639のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は6頁ないし12頁（-5-に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分）であり、上記文書638の不開示部分2頁ないし7頁（-1-に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分）と同一内容である。

イ 不開示理由

上記文書638において述べた不開示理由と同様である。

(4) 旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件（文書375・

## 乙第182号証、番号5)

### ア 不開示情報の内容

文書375（乙第182号証）は、①昭和37年2月7日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「旧在日本朝鮮人連盟に対する在日韓国人の寄託金に関する件」と題する法務省民事局第五課長宛の照会文書、②同月28日付け同課長作成の上記照会に対する回答文書、③同月15日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「移入朝鮮人労働者数把握に関し協力方依頼の件」と題する警察庁警備局外事課長宛て照会文書、④同日付け外務省アジア局長作成の「日韓会談の請求権問題に関し協力方依頼の件」と題する労働省職業安定局長宛て照会文書、⑤同月27日付け外務省アジア局北東アジア課長作成の「帰国朝鮮人労働者未収金に関する件」と題する労働省労働基準局賃金課長宛て照会文書によって構成されている。

これらの文書には、財産・請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ、外務省内で事情分析及び検討を行った経過等が具体的に記載されている。

文書375のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は8頁（-8-）最終行の5文字及び9頁（-9-）初行の6文字、2行目の3文字、3行目の11文字及び5行目ないし10行目であり、いずれも、第二次大戦後に帰国した朝鮮人労働者等の未収金に関する具体的なデータであり、昭和24年（1949年）12月21日付け大蔵省書簡に記載されていた金額、労働省所管の未収金の総額及びその内訳の具体的な金額が記載された部分である。

### イ 不開示理由

文書375の不開示部分に記載された各情報は、韓国側から請求された帰国韓国人労働者の未収金の金額に関する検討の中で、大蔵省及び労働省が把握していたデータに基づいて算出された具体的な金額である。

しかしして、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中で上記

の情報が公となれば、当時、我が国が把握していた帰国韓国人労働者未収金の金額が露見することとなり、未収金の算出過程に係る国の施策・方針の形成過程が明らかにされ、わが国政府の外交戦術といべき「手の内」を北朝鮮に想定させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって、文書375（乙第182号証）の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

#### （5）日韓関係想定問答（未定稿）（文書376・乙第183号証、番号6）

##### ア 不開示情報の内容

文書376（乙第183号証）は、大蔵省理財局外債課が作成した昭和37年2月26日付け「日韓関係想定問答（未定稿）」と題する文書であり、財産請求権問題に関し政府内部で想定、検討した問答内容が具体的に記載されている。

文書376のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 23頁（-23-）の右葉（本文43頁）下から6行目から末行まで及び24頁（-24-）の左葉（44ページ）初行から5行目までの合計11行分について

韓国人個人が預け入れた郵便貯金・振替貯金・郵便為替に関する日本側の主張における具体的な金額等具体的なデータに基づく数値が記載されている。

- ② 同頁の右葉（45ページ）2行目から14行目までの合計約13行分について

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金に関する日本側の主張における韓国人個

人の契約者に支払う具体的な金額等具体的なデータに基づく数値が記載されている。

③ 27頁（-27-）の左葉（50ページ）下から4行分

在韓法人の在日財産返還請求問題に関する日本側の主張における在日財産精算状況に関する具体的なデータに基づく数値が記載されている。

④ 29頁（-29-）の左葉（54ページ）4行目から8行目までの合計5行分

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券にかかる請求権について日本側の主張における具体的な事案に関する検討内容が記載されている。

⑤ 同頁の下3行分及び右葉（55ページ）全部について

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本有価証券にかかる請求権について日本側の主張における有価証券等に関する具体的なデータに基づく数値が記載されている。

⑥ 30頁（-30-）の左葉（56ページ）下から6行目及び最終行ないし同頁の右葉（57ページ）7行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本系通貨にかかる請求権について日本側の主張における具体的な事案に関する検討内容及び具体的なデータに基づく数値が記載されている。

⑦ 同頁下から4行目から31頁（-31-）の左葉（58ページ）8行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徵用韓国人未収金にかかる請求権について日本側の主張における具体的な事案に関する検討内容及び具体的なデータに基づく数値が記載されている。

⑧ 同頁の右葉（59ページ）下から6行目から32頁（-32-）の左葉（60ページ）10行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する被徴用韓国人補償金にかかる請求権について日本側の主張における具体的な事案に関する検討内容及び具体的なデータに基づく数値が記載されている。

- ⑨ 同頁の右葉(61ページ)下から9行目から最終行まで並びに33頁(ー33ー)の左葉(62ページ)全部及び同頁の右葉(63ページ)6行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する恩給にかかる請求権について日本側の主張における具体的な検討内容及び積算した金額等の具体的なデータに基づく数値が記載されている。

- ⑩ 34頁(ー34ー)の左葉(64ページ)下から9行目から最終行まで及び同頁の右葉(65ページ)2行目までの合計約11行分

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する帰国韓国人寄託金にかかる請求権について日本側の主張における具体的な検討内容及び積算した金額等の具体的なデータに基づく数値が記載されている。

- ⑪ 同頁下から6行目から最終行まで及び3.5頁(ー35ー)の左葉(66ページ)6行目までについて

在韓法人・自然人の日本国又は日本国民に対する日本法人への請求(具体的には民間生保への請求)にかかる請求権について日本側の主張における具体的な検討内容及び積算した金額等の具体的なデータに基づく数値が記載されている。

- ⑫ 37頁(ー37ー)右側6箇所について

日韓請求権金額精算金として大蔵省及び外務省が各試算した具体的なデータに基づく数値が記載されている。

- ⑬ 39頁(ー39ー)の左葉(74ページ)下から約13行目から最終行まで及び同頁の右葉(75ページ)1行目までの14行分並びに同葉下から4行分について

韓国請求権の金額の算定について、大蔵省と外務省の間で著しい相違が生じた理由について具体的データに基づいて検討した経過等が記載されている。

- (4) 40頁(—40—)左葉(76ページ)3行目以下の約1頁分について  
大蔵省が試算した韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定として、具体的なデータに基づく数値が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書376の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項について、具体的データに基づいて検討した経過及びそれに基づいて試算等した具体的な数値ないし金額であり、その不開示理由は文書375について述べたところと同様である。

### (6) 韓国国宝古書籍目録(第二次分)(文書380, 番号8)

#### ア 不開示情報の内容

文書380(全部不開示)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した韓国国宝古書籍に関する総数159頁の文書であり、韓国において国宝に指定された古書の「著者名」、「書名」、「数量」等が各記録されている。

#### イ 不開示理由

文書380に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、我が国政府内部で検討するための資料であるところ、上記文化財問題は、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない。

よって、文書380(全部不開示)に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場

を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

(7) 日本所在 韓国国宝美術工芸品目録（文書381，番号9）

ア 不開示情報の内容

文書381（全部不開示）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した日本に所在する韓国国宝美術工芸品に関する総数55頁の文書であり、日本に所在する韓国国宝の「品名」及び「発見場所」等の情報が目録形式で各記録されている。

イ 不開示理由

上記文書380において述べた不開示理由と同様である。

(8) 韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目（文書382，番号10）

ア 不開示情報の内容

文書382（全部不開示）は、大韓民国駐日代表部が作成した「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」と題する総数13頁の資料であり、日韓請求権協定における韓国側の具体的提案の細目として請求権に関係する具体的なデータ及びリストが記載されている。

イ 不開示理由

文書382（全部不開示）に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する個々の懸案事項について、韓国側が提案した事項の細目である。

しかし、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、同様の問題が懸案事項として顕在化する可能性が高く、そうなれば同交渉の円滑な実現が妨げられかねない。

よって、文書382に記載された情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法

5条3号)に該当する。

(9) 返還請求韓国文化財目録(文書383, 番号11)

ア 不開示情報の内容

文書383(全部不開示)は、大韓民国駐日代表部が作成した韓国文化財の返還請求に関する資料であり、韓国側が返還請求していた韓国文化財の「品名」及び「発見場所」等の情報が目録形式で各記録されている。

イ 不開示理由

上記文書380において述べた不開示理由と同様である。

(10) 伊藤博文蒐集高麗陶磁器目録(文書384, 番号12)

ア 不開示情報の内容

文書384(全部不開示)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した伊藤博文が蒐集し、東京博物館に保管されている韓国高麗陶磁器に関する総数6頁の文書であり、その「品名」等の情報が目録形式で各記録されている。

イ 不開示理由

上記文書380において述べた不開示理由と同様である。

(11) 河合文庫中官府記録目録(文書385, 番号13)

ア 不開示情報の内容

文書385(全部不開示)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した総数9頁の文書であり、韓国において収集され、京都大学付属図書館に保管されている韓国古書籍の「書名」及び「数量」等の情報が目録形式で各記録されている。

イ 不開示理由

上記文書380において述べた不開示理由と同様である。

(12) 日韓会談首席代表非公式会合記録(第11~15回)(文書453・乙第184号証, 番号14)

ア 不開示情報の内容

文書453（乙第184号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和39年7月16日から同年8月27日までの間に行われた日韓会談首席代表非公式会合の第11回ないし第15回会合の各記録である。

文書453のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、20頁（-20-）の5行目からの約3行分であり、同年7月23日に行われた第12回非公式会合において後宮アジア局長が国費留学生の各国割り当てに関して述べた見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書453の不開示部分に記載された各情報は、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況に触れたものであり、特に、国費留学生の各国割り当てに関する具体的なデータに基づく数値であるが、同時に非公式会合であるという前提の下でアジア局長が述べた率直な見解でもある。

しかし、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になることにより、当時の我が国の国費留学生の各国割り当てに関する見解が露見することとなり、同事項に係る国の施策・方針決定の経過ないし過程が詳らかにされ、我が国政府の外交戦術といべき「手の内」を北朝鮮に予測されることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって、文書453（乙第184号証）の不開示部分に記載されている情報は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

#### (13) 日韓会談重要資料集（文書525・乙第185号証、番号15）

##### ア 不開示情報の内容

文書525（乙第185号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和35年4月1日付け「日韓会談重要資料集」と題する内部文書であり、

日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の過程等が記載されている。

文書 525 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は、①52頁（-51-に「次頁不開示」と記載されている部分）の約7行分、②55頁（-54-）の下から5行目の約1行分であり、①の不開示部分には、大蔵省が試算した我が国が有する対韓請求額一覧表が記載され、②の不開示部分には、「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」の一項目の具体的な内容及び金額が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 525 の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的なデータに基づく具体的な数値及び具体的な請求権の内容及びその金額であり、その不開示理由は文書 375 について述べたところと同様である。

### (14) 日韓会談重要資料集（続）（文書 526・乙第 186 号証、番号 16）

#### ア 不開示情報の内容

文書 526（乙第 186 号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 37 年 7 月 1 日付け「日韓会談重要資料集（続）」と題する内部文書であるところ、これは、日韓会談において提出された資料集であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書 526 のうち不開示理由 1 に基づく不開示部分は、90 頁（-89- に「次頁不開示」と記載されている部分）であり、1945 年（昭和 20 年）8 月時点で朝鮮半島において有していた日本国政府の在外資産の具体的な内容及び金額が記載された資料（一覧表）である。

#### イ 不開示理由

文書 526 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における

る財産・請求権問題において、具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的データに基づく資産の内容及その価額を試算した算定金額である。

しかし、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているところ、上記の情報が公になれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって、文書526（乙第186号証）の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

**(15) 日韓会談問題別経緯（2）（漁業問題）（その3）（文書531・乙第187号証、番号17）**

**ア 不開示情報の内容**

文書531（乙第187号証）は、昭和39年11月1日付で外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談問題別経緯（2）（漁業問題）（その3）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する漁業問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書531のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、115頁（-115-）であり、経済協力の一環として検討されていた「漁業協力の明細」に記載された各事業の資金として算定された具体的な金額である。

**イ 不開示理由**

文書531の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において懸案事項となっていた漁業協力に関する具体

的な事業について、具体的なデータに基づいて試算された事業資金の金額の具体的数値であり、その不開示理由は文書526について述べたところと同様である。

(16) 日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)(文書533・乙第188号証、番号18)

ア 不開示情報の内容

文書533(乙第188号証)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年7月1日付け「日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における財産・請求権に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書533のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 14頁(−14−) 13行目ないし15行目の3行分

第3次日韓会談における梁駐米大使の請求権相互放棄案に対する日本政府の具体的な見解が記載されている。

② 62頁(−62−) 10行目ないし12行目の3行分

第6次日韓会談における予備交渉第1回会合において伊闊アジア局長が発言した内容であり、日韓両国が請求権として提示した金額について、大蔵省が試算した日本側の請求権の具体的な金額が記載されている。

③ 70頁(−70−) 14行目の約7文字分

第6次日韓会談における予備交渉第6回会合において伊闊アジア局長が発言した内容であり、日韓両国が請求権として提示した金額について、韓国側から提示された譲歩案に対して、日本側が提示した具体的な金額が記載されている。

④ 74頁(−74−) 11行目ないし17行目の7行分

第2回大平外相・金鍾泌中央情報部長会談において討議された請求権金

額の具体的な内容が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 533 の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題における懸案事項であった請求権の金額について、具体的なデータに基づいて検討した具体的見解及び金額であり、その不開示理由は文書 526 について述べたところと同様である。

### (17) 朝鮮関係船舶の引渡し問題について（文書 609・乙第 189 号証、番号 1 9）

#### ア 不開示情報の内容

文書 609（乙第 189 号証）は、外務省が作成した「朝鮮関係船舶の引渡し問題について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった朝鮮関係船舶引渡し問題について政府部内で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書 609 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、16 頁（-16-）の左から 4 行目の 11 文字分及び 38 頁（-38-）右から 5 行目ないし 8 行目までの 8 文字分、9 文字分、7 文字分、5 文字分であり、いずれも日韓間において所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費等の具体的金額が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 609 の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中の懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額及び保管費等の具体的なデータに基づく具体的金額であり、上記各情報の内容は、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものであり、その不開示理由は文書 526 について述べたところと同様である。

**(18) 船舶会談の対策打合会（文書615・乙第190号証、番号20）****ア 不開示情報の内容**

文書615（乙第190号証）は、外務省が作成した「船舶会談の対策打合会」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書615のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①8頁（-8-）2行目の6文字分、②23頁（-23-）5行目の11文字分、③27頁（-27-）8行目の12文字分、④29頁（-29-）8行目の4文字分及び9行目の5文字分、⑤30頁（-30-）1行目の13文字分、6行目の5文字分、6行目ないし7行目の14文字分、8行目の3文字分、⑥33頁（-33-）10行目3文字分、10行目最後の1文字ないし34頁（-34-）1行目11文字までの12文字分、1行目最後の2文字ないし2行目4文字までの6文字分、3行目4文字分及び6文字分であり、いずれも、日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額及び保管費用等の具体的金額が記載されている。

**イ 不開示理由**

文書615の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額及び保管費等の具体的なデータに基づく金額であり、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等も含め具体的に記載したものであり、その不開示理由は文書526において述べたところと同様である。

**(19) 船舶問題（文書619・乙第191号証、番号21）****ア 不開示情報の内容**

文書619（乙第191号証）は、外務省が作成した「船舶問題」と題す

る内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書619のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁（-1-）の枠外の8文字分、2頁（-2-）1行目の9文字分及び3行目の4文字分であり、日韓間で所有権が争われていた船舶の時価総額として試算された具体的な金額が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書619の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する船舶の時価総額を具体的なデータに基づいて試算した具体的金額であり、上記各情報の内容は、財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものであり、その不開示理由は文書526において述べたものと同様である。

### (20) 韓国によるだ捕漁船の問題について（文書824・乙第192号証、番号22）

#### ア 不開示情報の内容

文書824（乙第192号証）は、大蔵省が昭和37年12月13日付けで作成した「韓国によるだ捕漁船の問題について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における懸案事項の一つであった船舶引渡し問題について外務省及び大蔵省において検討した内容等が具体的に記載されている。

文書824のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、2頁（-2-）の10行目ないし19行目までの約7行分、4頁（-4-）下から約6行分であり、いずれも韓国に拿捕された船舶の返還請求における具体的な問題について外務省及び大蔵省が検討した解決策等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 824 の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題中懸案事項の一つであった船舶引渡し問題に関する具体的な問題の解決策を外務省と大蔵省において検討した内容であり、その不開示理由は文書 638 について述べたところと同様である。

(21) 日韓漁業問題の解決策について（文書 830・乙第 193 号証、番号 23）

ア 不開示情報の内容

文書 830（乙第 193 号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和 38 年 7 月 11 日付け「日韓漁業問題の解決策について」と題する内部文書であり、日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書 830 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、5 頁（-5-）の約 4 行分であり、日本の領海の範囲に関する外務省の見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書 830 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において争点となっていた領海の範囲に関する外務省の見解である。

しかし、領海の範囲に関する問題は、現在も北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、領海問題に関し当時の外務省案として提案された協定内容が明らかになり、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法 5 条 3 号）に該当する。

(22) 外相会談における日本側発言内容（漁業関係）（第 1 次案）（文書 833・乙第 194 号証、番号 24）

ア 不開示情報の内容

文書 833（乙第 194 号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和 3

8年7月24日付け「外相会談における日本側発言内容（漁業関係）（第1次案）」と題する内部文書などであり、日本と韓国で争点となっていた領海の範囲について外務省内で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書833のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4頁（-4-）右葉約7行分、5頁（-5-）の右葉下から約8行ないし6頁（-5-）に「次頁不開示」と記載されている部分）左葉2行目までの約10行分、23頁（-22-）の右葉7行目ないし13行目までの約7行分であり、日韓間において経済協力の一環として検討されていた漁業協力の問題について外務省内で検討した内容等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書833の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において懸案事項の一つであった漁業協力の問題について、外務省内において、具体的なデータに基づいて検討された解決策の試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

### （23） 池田総理、朴正熙議長会談要旨（文書968・乙第195号証、番号25）

#### ア 不開示情報の内容

文書968（乙第195号証）は、外務省北東アジア課が作成した「池田総理、朴正熙議長会談要旨」と題する内部文書であり、1頁（-1-）ないし9頁（-9-）までの文書と10頁（-10-）ないし17頁（-17-）までの文書は同一内容であり、いずれも、昭和36年11月12日に開催された池田総理と朴正熙議長との間の会談内容が具体的に記載されている。

文書968のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）下から約5行目ないし4頁（-4-）3行目までの約8行分及び12頁（-12-）4行目からの約8行分、②5頁（-5-）2行目ないし4行目の約3行分及び14頁（-14-）2行目からの約3行分の4か所であるが、上記のとおり、同一内容の文書2文書によって構成されているので、不開示部

分も同一であるところ、いずれも、同会談において、池田総理が財産・請求権問題に関する我が国の見解を述べた発言内容が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書968の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する対日請求金額の試算等について池田総理が発言した具体的な見解であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

### (24) 日韓請求権問題（文書971・乙第196号証、番号26）

#### ア 不開示情報の内容

文書971（乙第196号証）は、外務省条約局法規課が作成した昭和36年11月6日付け「日韓請求権問題に関するメモ」と題する内部文書などであり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書971のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 3頁（-3-）8行目ないし14行目までの約6行分

平和条約第4条との関係において大韓民国政府が北朝鮮地域の請求権を代表しうるかについて具体的に検討した内容が記載されている。

② 8頁（-8-）の最終行ないし9頁（-9-）8行目までの約9行分

③ 10頁（-10-）2行目、4行目及び6行目ないし8行目までの約3行分

④ 12頁（-12-）1行目、8行目、9行目、11行目及び枠外の5か所

⑤ 13頁（-13-）下から3行目ないし2行目までの6文字分及び最終行の約1行分

⑥ 17頁（-17-）3行目ないし9行目の約7行分

- ⑦ 18頁（-18-）2行目の約1行分、3行目ないし5行目までの約2行分、6行目ないし10行目の約5行分  
⑧ 19頁（-19-）1行目の約6文字分及び9行目の約7文字分  
⑨ 23頁（-23-）1行目ないし9行目までの約8行分  
⑩ 24頁（-24-）3行目ないし最終行までの約8行分  
⑪ 25頁（-25-）3行目ないし4行目までの約1行分  
⑫ 26頁（-26-）2行目の5文字分

上記①ないし⑫までには、いずれも、日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額が記載されている。

- ⑬ 46頁（-46-）1行目ないし2行目までの約1行分  
⑭ 46頁（-46-）最終行ないし47頁（-47-）3行目までの約4行分  
⑮ 49頁（-49-）6行目ないし8行目までの約1行分  
⑯ 53頁（-53-）14行目ないし16行目までの約2行分及び18行目ないし20行目までの約2行分

上記⑬ないし⑯までには、いずれも、日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書9.7.1の不開示部分に記載された各情報は、「大韓民国政府が北朝鮮地域の請求権を代表しうるかについて具体的に検討した内容」、「日韓請求権問題の解決策として提示された経済協力費等の具体的な金額」及び「日韓請求権問題の解決策として提示された具体的な提案内容」であり、いずれも日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する請求金額の試算等について検討した経過等を具体的に記載したものであり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

(25) 日韓予備会議開催（文書1037・乙第93号証、番号27）

### ア 不開示情報の内容

文書1037（乙第93号証）は、外務省アジア局アジアニ課が作成した昭和27年7月4日付け「日韓予備会議開催に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容等が具体的に記載されている。

文書1037のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、11頁（-11-）末の約2行分であり、財産・請求権問題の解決策として提案された政府の見解等が具体的に記載されている。

### イ 不開示理由

文書1037の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として提案された政府見解であり、その不開示事由は文書638について述べたところと同様である。

## (26) 日韓国交調整処理方針（文書1043・乙第197号証、番号28）

### ア 不開示情報の内容

文書1043（乙第197号証）は、外務省アジア局アジアニ課が作成した昭和27年11月1日付け「日韓国交調整処理方針」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記載されている。

文書1043のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁（-1-）最終行ないし2頁（-1-に「次頁不開示」と記載されている部分）までの約5行分、11頁（-10-）1行目ないし12頁（-11-）5行目までの約10行分及び16頁（-15-）2行目ないし4行目までの約3行分であり、いずれも、日韓国交正常化を図るため、両国間における最大の懸案事項の一つであった財産・請求権問題を解決するための方策を政府部内において検討した内容及び解決策としての提案された内容等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1043の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題を解決するために検討及び提案された具体的な内容であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

#### (27) 日韓関係調整方針（文書1044・乙第198号証、番号29）

##### ア 不開示情報の内容

文書1044（乙第198号証）は、外務省が作成した昭和27年12月30日付け「日韓関係調整方針（案）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1044のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、2頁（-1-に「次頁不開示」と記載されている部分）であり、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決に向けた検討経過及び提案された内容等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1044の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題を解決するために検討及び提案された具体的な内容であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

#### (28) 日韓会談再開に関する第1回省内打合會議事録（文書1046・乙第94号証、番号30）

##### ア 不開示情報の内容

文書1046（乙第94号証）は、外務省アジア局第二課が作成した「日韓会談再開に関する第1回省内打合會議事要録」と題する内部文書であり、昭和28年1月23日に外務省事務次官室において開催された上記会議の議事録である。

文書1046のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、6頁（-6-）1行目ないし5行目までの約4行分、18頁（-18-）5行目及び6行目の約2行分、25頁（-25-）4行目の11文字分及び38頁（-38-）の上部欄外の13文字分であり、いずれも、上記会議における出席者の発言内容ないし日韓間における財産・請求権問題を解決するための具体的な提案等が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1046の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、外務省内部の会議における発言であり、日韓間における財産・請求権問題を解決するための具体的な提案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

### (29) 日韓関係調整に関する関係閣僚了解（文書1047・乙第199号証、番号31）

#### ア 不開示情報の内容

文書1047（乙第199号証）は、外務省が作成した「日韓関係調整に関する関係閣僚了解（案）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉にむけて日韓関係の調整を図るため、日韓間における懸案事項について、関係閣僚が検討した内容等が記載されている。

文書1047のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁（-1-）の10行目ないし2頁（-2-）の1、2行目までの約4行分、11頁（-11-）右から7行目ないし12頁（-12-）の5行目までの約10行分であり、いずれも、日韓間における重要な懸案事項である財産・請求権問題について具体的な解決策を検討した内容等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1047の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策について、関係閣僚が検討した具体的な内容

であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

(30) 日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱（文書1048・乙第200号証、番号32）

ア 不開示情報の内容

文書1048（乙第200号証）は、外務省が作成した「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱（案）」、「日韓間財産請求権特別取極要綱（案）」、「漁業協定要綱（案）」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1048のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4頁（-4-）3行目ないし7行目の約5行分であり、「日韓間財産請求権特別取極要綱（案）」と題する内部文書中にあり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1048の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

(31) 日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約（文書1049・乙第201号証、番号33）

ア 不開示情報の内容

文書1049（乙第201号証）は、外務省が作成した「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約（案）」、「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取極（案）」、「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」及び「在日韓人の国籍及び待遇に関する日韓協定案」と各題する内部文書によって構成されている。

文書1049のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 8頁（-8-）4行目ないし9行目の約6行分、11頁（-11-）右から4行目ないし12頁（-11-に「次頁不開示」と記載されている部分）の約12行分

いずれも、「日本国と大韓民国との財産及び請求権処理に関する特別取締（案）」と題する文書中にあり、財産・請求権問題に関する具体的な見解が記載されている。

② 13頁（-12-）左から6行目から最終行までの約5行分

「船舶問題の解決に関する日本国全権委員と大韓民国全権委員との間の交換公文試案」と題する文書中にあり、日韓間における重要な懸案事項の一つであった船舶問題を解決するための具体的な試案が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1049の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題及び船舶問題を解決するために提案された試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

(32) 日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）（文書1053・乙第202号証、番号34）

#### ア 不開示情報の内容

文書1053（乙第202号証）は、外務省が作成した昭和28年6月1日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」と題する内部文書であり、「基本関係処理要綱案」、「日韓間財産、請求権問題処理要領案」、「漁業関係処理要領案」と各題する説明資料等が添付されている。

文書1053のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、7頁（-7-）右から5行目ないし12行目までの約8行分で、「日韓間財産、請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり、財産・請求権問題に関する具体的な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1053の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題を解決するために提案された請求権の相互放棄の例外に関する試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

### (33) 日韓交渉処理方針（文書1056・乙第203号証、番号35）

#### ア 不開示情報の内容

文書1056（乙第203号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和28年7月9日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての外務省内部で検討した内容等が記載されている。

文書1056のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、7頁（-7-）の左から6行目ないし8頁（-8-）右から約3行目までの約9行分で、「日韓交渉処理方針（甲案）」と題する文書中にあり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1056の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

### (34) 日韓交渉処理方針（文書1060・乙第204号証、番号36）

#### ア 不開示情報の内容

文書1060（乙第204号証）は、外務省アジア局第二課長が作成した昭和28年10月17日付け「日韓交渉処理方針に関する件」と題する内部文書であり、「日韓交渉処理方針」と題する別紙、それぞれ「基本関係処理要領案」、「日韓間財産・請求権問題処理要領案」、「漁業関係処理要領案」と題する説明資料等が添付されている。

文書1060のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、8頁（-8-）左から6行目ないし末行までの約9行分で、「日韓間財産・請求権問題処理要領案」と題する説明資料中にあり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1060の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

### （35）日韓会談双方主張の現状（文書1061・乙第205号証、番号37）

#### ア 不開示情報の内容

文書1061（乙第205号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和28年10月3日付け「日韓会談における双方主張の現状」と題する内部文書であり、同月22日付で外務大臣が各在外公館長あてに参考資料として送付したものである。

文書1061のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、11頁（-11-）5行目ないし12頁（-12-）2行目までに記載された日韓両国の負担額を推定して日本及び韓国が相手国に対して有する財産請求権に関する具体的項目及び金額が一覧表形式で記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1061の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において重要な懸案事項であった財産・請求権問題について、日本及び韓国が相手国に対して有する財産請求権に関する具体的項目及び金額であり、その不開示理由は文書526について述べたところと同様である。

### （36）日韓関係（文書1064・乙第206号証、番号38）

#### ア 不開示情報の内容

文書1064（乙第206号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭

和29年1月11日付け「日韓関係」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について外務省内部で検討した内容等が記載されている。

文書1064のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4頁（-4-）左から2行目ないし5頁（-5-）右から1行目までの約2行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1064の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

### (37) 日韓会談再開に関する提案（文書1066・乙第207号証、番号39）

#### ア 不開示情報の内容

文書1066（乙第207号証）は、外務省アジア局第五課が作成した昭和29年5月18日付け「日韓会談再開に関する提案の件」と題する文書であり、日韓会談を再開するための方策について、外務省内部で検討した内容等が記載されている。

文書1066のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①8頁（-8-）の4行目、5行目の約2行分、②13頁（-13-）4行目ないし14頁（-14-）1行目までの約3行分、③16頁（-16-）5行目ないし9行目の約4行分（なお、16頁に記載されている英文の内容は、13頁ないし14頁の記載内容と同一であり、不開示部分〔16頁5行目ないし9行目の約4行分〕の内容も、13頁左から2行目ないし14頁右から1行目までの約3行分の不開示部分の内容と同一である。）であり、財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1066の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として我が国政府部内において検討した内容等であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

#### (38) 李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について(文書1069・乙第208号証、番号40)

##### ア 不開示情報の内容

文書1069(乙第208号証)は、外務省アジア局第五課が昭和29年に作成した「竹島領有権問題に関する外務省発表」という文書を含む「李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1069のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、16頁(-16-)3行目ないし5行目までの約3行分及び19頁(-19-)5行目ないし9行目の約4行分(なお、19頁に記載されている英文の内容は、16頁の記載内容と同一であり、不開示部分[19頁5行目ないし9行目の約4行分]の内容も、16頁右から3行目ないし5行目までの約3行分の不開示部分の内容と同一である。)であり、財産・請求権問題を解決するために政府部内において検討した見解等が具体的に記載されている。

##### イ 不開示理由

文書1069の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として我が国政府部内において検討した内容等であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

#### (39) 対韓関係当面の対処方針(案)(文書1070・乙第47号証、番号4

1)

ア 不開示情報の内容

文書1070（乙第47号証）は、外務省アジア局第五課が作成した昭和29年12月20日付け「対韓関係当面の対処方針（案）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1070のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、20頁（-20-）10行目及び最終行の約2行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の様子、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1070の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する試案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

(40) 在日韓国人の法的地位及び待遇関係（文書1146・乙第209号証、番号42）

ア 不開示情報の内容

文書1146（乙第209号証）は、外務省が作成した「第5次日韓全面会談在日韓国人の法的地位及び待遇に関する委員会における主要問題点」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1146のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、24頁（-24-）の18行目及び最終行の約2行分であり、在日韓国人の法的地位問題に関する政府見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1146の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における在日韓国人の法的地位問題に関する政府見解である。

しかし、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続する中で上記情報が公となれば、在日朝鮮人の法的地位問題に関する日本国政府の見解、立場が明らかになり、今後の北朝鮮との交渉に支障を来すなど交渉に不利に作用することになる。

よって、文書1146（乙第209号証）の不開示部分に記載された情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

**(41) 日韓予備交渉（第26～30回会合）（文書1166・乙第210号証、番号43）**

**ア 不開示情報の内容**

文書1166（乙第210号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年2月8日から同年3月14日までの間に開催された日韓予備交渉の第26回から第30回までの各会合記録である。

文書1166のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、36頁（-36-）10行目から37頁（-37-）3行目までの約13行分で、昭和38年3月14日に開催された第30回会合における出席者の発言内容であり、日韓予備交渉を積極的に推進するための方法に関する提案ないし見解が具体的に記載されている。

**イ 不開示理由**

文書1166の不開示部分に記載された情報は、日韓予備交渉会合において、上記交渉を積極的に推進するための提言であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

**(42) 日韓予備交渉（第31～40回会合）（文書1167・乙第211号証、番号44）**

**ア 不開示情報の内容**

文書1167（乙第211号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年3月22日から同年5月30日までの間に行われた日韓予備交渉の第31回から第40回までの各会合記録である。

文書1167のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、33頁（-33-）5行目の12文字分であり、昭和38年4月18日に開催された第35回会合における日本側の発言内容であり、財産・請求権問題について、韓国側の見解に対する日本側の評価的見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1167の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について、韓国側の見解に対する日本側の見解であり、その不開示理由は文書638に述べたところと同様である。

- (43) 日韓予備交渉（第51～60回会合）（文書1171・乙第99号証、番号45）

#### ア 不開示情報の内容

文書1171（乙第99号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年10月4日から同年12月12日までの間に行われた日韓予備交渉の第51回から第60回までの各会合記録である。

文書1171のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、2か所であり、一方は、50頁（-50-）8行目ないし51頁（-51-）3行目までの約14行分で、昭和38年11月28日に開催された第58回会合記録に添付された「11月28日の予備交渉における漁業協力問題に関する杉代表の発言要旨（案）」と題する文書中にあり、他方は、66頁（-66-）3行目ないし16行目までの約14行分で、昭和38年12月5日に開催された第59回会合記録に添付された同年12月12日付け「漁業協力問題に関する日本側の立場」と題する文書中にあるところ、上記2文書の内容は同一であり、不開示部分も同一内容である。

上記各不開示部分には、財産・請求権問題解決策の一つである漁業協力問題について、日本側が提示した具体的な提案内容である。

#### イ 不開示理由

文書1171の不開示部分に記載された情報は、財産・請求権問題の解決策の一つとして日本側が提示した漁業協力に関する具体的な提案であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

#### (44) 焼却日銀券（文書1297・乙第212号証、番号46）

##### ア 不開示情報の内容

文書1297（乙第212号証）は、「鑑定事項」と題する日本語で記載された11頁の文書及び「MINISTRY OF FINANCE THE JAPANESE GOVERMENT」と上部に記載された10頁の英文書によって構成された内部文書であり、韓国内にあった日銀券が焼却されたことに伴って生じ得る問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

なお、日本文で記載された書面と英文で記載された書面の記載内容は、大部分同一である。

文書1297のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、2頁（-2-）3行目以降の20頁分（ただし2頁[-2-]ないし4頁[-4-]及び9頁[-5-]、12頁[-6-]、15頁[-7-]、17頁[-8-]ないし21[-12-]は、部分開示である。）であり、焼却された日銀券について、韓国における流通状況、焼却状況、焼却された日銀券の内容、資産価値等が、具体的なデータに基づいて算出した数値を示して記載され、また、これらの数値を前提として、上記日銀券焼却問題について政府部内で検討した内容及び解決策が具体的に記載されている。

##### イ 不開示理由

文書1297の不開示部分に記載された各情報は、焼却された日銀券に関する具体的なデータに基づく具体的な数値等及びこれら数値等を前提として上

記問題について政府部内で検討した内容及び解決策である。

上記日銀券焼却問題は、南北分断前に発生した問題であるうえ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることに照らすと、上記の情報が公になれば、当時の日本政府の試算や対応策が明らかになり、上記事項に関する我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

よって、文書1297（乙第212号証）の不開示部分に記載された情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

#### (45) 請求権についての法律問題（文書1298・乙第102号証、番号47）

##### ア 不開示情報の内容

文書1298（乙第102号証）は、外務省が作成した「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1298のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、2頁（-2-）4行目ないし8頁（-2-に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分）までの約7頁分、46頁（-40-）の5行目から7行目までの約2行分及び47頁（-40-に「次頁不開示」と記載されている部分）の約4行分であり、財産・請求権問題の時期的、人的、物的範囲についての政府見解等が具体的に記載されている。

##### イ 不開示理由

文書1298の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的なデータに基づく当時の政府見解であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

**(46) 在外財産と渉外債務（文書1299・乙第213号証、番号48）****ア 不開示情報の内容**

文書1299（乙第213号証）は、外務省が作成した「在外財産と渉外債務」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記載されている。

文書1299のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、6頁（－5－に次頁不開示」と記載されている部分）であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

**イ 不開示理由**

文書1299の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等、対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものであり、その不開示理由は文書526について述べたところと同様である。

**(47) 日韓請求権問題に関する分割処理の限界（文書1300・乙第214号証、番号49）****ア 不開示情報の内容**

文書1300（乙第214号証）は、外務省が作成した「日韓請求権問題に関する分割処理の限界」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記載されている。

文書1300のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4頁（－4－）5行目ないし8頁（－4－に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分）までの約4頁3行分であり、サンフランシスコ条約4条により、韓国との間における財産・請求権問題の処理が両国間の「特別取極」によるものとされたことについて、各財産の内容及び性質等を区別して、外務省内部で具体的に検討した内容及び結果が記載されている。

**イ 不開示理由**

文書1300の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について、「特別取極」によるとされた各財産の内容及び性質等を区別して外務省内部で具体的に検討した内容及び結果であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

(48) 相互放棄の表現方式について（文書1301・乙第215号証、番号50）

ア 不開示情報の内容

文書1301（乙第215号証）は、外務省が作成した「相互放棄の表現方式について」と題する内部文書であり、日韓請求権問題における「相互放棄」についての表現方法をはじめとする諸問題について、政府部内で検討した内容等が記載されている。

文書1301のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①1頁（-1-）2行目ないし14頁（-1-に「次頁以下13頁不開示」と記載された部分）までの約14頁分であり、同所には日韓請求権問題における「相互放棄」の表現方法について関係各省における具体的な見解を検討した内容が、②30頁（-17-）左から2行目ないし31頁（-17-に「次頁不開示」と記載されている部分）までには、日韓請求権問題における「相互放棄」についての韓国側の対応に対する日本側の具体的な評価等がそれぞれ記載されている。

イ 不開示理由

文書1301の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」に関する日本側の具体的な評価であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

(49) 日韓請求権問題の種々相（文書1304・乙第216号証、番号51）

ア 不開示情報の内容

文書1304（乙第216号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和27年11月26日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約第四条b項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記載されている。

文書1304のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 3頁（-3-）の4行目、5行目の約1行分

朝鮮にある日本財産の具体的な内容が記載されている。

② 4頁（-4-）の冒頭から約4行分

韓国の法秩序の混乱等内部事情に基づく損害についての試算が記載されている。

③ 10頁（-10-）の上部欄外部分

相互放棄において生じ得る具体的な問題点が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1304の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題において検討された具体的な問題についての具体的なデータに基づく検討結果及び試算であり、その不開示理由は文書526について述べたところと同様である。

#### (50) 韓国のステータスと我が国の立場（文書1305・乙第217号証、番号52）

##### ア 不開示情報の内容

文書1305（乙第217号証）は、外務省が作成した昭和28年1月18日付け「韓国のステータスと我が国の立場」と題する内部文書であり、1948年12月12日の国連総会決議を踏まえて、韓国との国交正常化交渉への対処方策を検討した内容が記載されている。

文書1305のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、15頁（-1

5-) 4行目ないし16頁（-16-）1行目までの約5行分であり、財産・請求権問題について具体的に検討した内容が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1305の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題について具体的に検討した内容であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

- (51) 日韓間請求権特別取極の諸様式について（文書1306・乙第104号証、番号53）

#### ア 不開示情報の内容

文書1306（乙第104号証）は、外務省が作成した昭和28年1月21日付け「日韓間請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書であり、日韓間の請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」案について各方面から具体的に検討した内容が記載されている。

文書1306のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、4頁（-4-）2行目、3行目の約2行分、7頁（-7-）1行目、2行目の約1行分、10頁（-10-）の3行目ないし5行目の約2行分及び12頁（-12-）の4行目、5行目の約1行分であり、いずれも、上記「相互放棄」案において解決困難な問題として提起された事項についての検討結果が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1306の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」案における解決困難な問題について検討した結果であり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

- (52) サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の用語の意味（文書1307、番号54）

### ア 不開示情報の内容

文書1307（全部不開示）は、財産・請求権問題に関するサン・フランシスコ条約の用語理解、解釈について外務省内部で検討した内容等が記載された総数33頁の文書である。

### イ 不開示理由

文書1307の不開示部分に記載された各情報は、サン・フランシスコ条約の解釈に基づき、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等も含め具体的に記載したものであり、その不開示理由は文書638について述べたところと同様である。

## (53) 日韓請求権の計数的比較（文書1308・乙第218号証、番号55）

### ア 不開示情報の内容

文書1308（乙第218号証）は、外務省が作成した「日韓請求権の計数的比較」と題する内部文書であり、日韓請求権問題における日韓相互の請求権についての各積算方法を検討した内容が記載されている。

文書1308のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

#### ① 1頁4行目から3頁（-1-ないし-3-）の約3頁分

日本側と韓国側の積算方法の差異を比較して検討した内容が記載されている。

#### ② 5頁（-5-）冒頭の約3行分、5頁（-5-）7行目ないし6頁（-6-）1行目までの約2行分

いずれも、朝鮮に所在する日本国の財産の具体的な評価が記載されている。

#### ③ 11頁（-11-）2行目からの約3行分

朝鮮に所在する日本国の財産の実質的減価の見積もりについて記載され

ている。

④ 12頁（-12-）2行目以後の約4行分

朝鮮に所在する日本人財産の没収について記載されている。

イ 不開示理由

文書1308の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的なデータに基づく具体的数値であり、その不開示理由は文書526について述べたところと同様である。

(54) 韓國内地金銀返還要求（文書1309・乙第219号証、番号56）

ア 不開示情報の内容

文書1309（乙第219号証）は、外務省が作成した昭和28年11月13日付け「韓國内地金銀返還要求」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記載されている。

文書1309のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①2頁（-2-）の4行目以後の約2行分、②3頁（-3-）2行目、3行目の11文字分、5行目の10文字分、③4頁（-4-）末行の4文字分、④5頁（-5-）欄外3行分、1行目の6文字分、1行目ないし2行目までの10文字分、3行目の10文字分、⑤10頁（-10-）、13頁（-13-）の10箇所、⑥14頁（-14-）の7文字分及び⑦15頁（-15-）の7文字分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1309の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する具体的なデータに基づく検討経過及び数値・金額であり、その不開示理由は文書526について述べたところと同様である。

**(55) 韓国の対日請求権の内容（文書1310・乙第220号証、番号57）****ア 不開示情報の内容**

文書1310（乙第220号証）は、外務省が作成した「韓国の対日請求権の内容」と題する内部文書であり、韓国から提示された対日請求権の具体的な内容を一覧表にしたものである。

文書1310のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、5頁（-5-）ないし9頁（-9-）の「韓国側提示項目及び金額」と題する一覧表の「日本側負担の推定」欄に記載された内容である。

**イ 不開示理由**

文書1310の不開示部分に記載された各情報は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関し、韓国から提示された請求権の具体的な項目及び金額並びにそれについての日本側の評価であるところ、その不開示理由は文書5.2.6について述べたところと同様である。

**(56) 日韓会談説明用資料（文書1340・乙第48号証、番号58）****ア 不開示情報の内容**

文書1340（乙第48号証）は、外務省が作成した「日韓会談」と題する内部文書であり、昭和37年11月12日に開催された大平外相と金鍾泌韓国中央情報部長との会談内容を池田総理に報告するために作成された文書及び同月30日付け「大平大臣渡米資料」と題する文書によって構成されている。

文書1340のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、11頁（-10-）の約2行分で、「大平大臣渡米資料」と題する文書中にあり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の結果、我が国の見解等が具体的に記載されている。

**イ 不開示理由**

文書1340の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉にお

ける財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等も含め具体的に記載したものであり、その不開示理由は文書 638 について述べたところと同様である。